

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 自立支援医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則の概要

健康福祉部障害者福祉推進課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給に関する規則について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「マイナンバー法等の一部改正法」という。）の施行に伴い、令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカードをいう。）を基本とする仕組みに移行したことを踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給に関する規則について所要の改正を行ったものです。

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給に関する規則について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づいて、支給認定等の申請等を行う際に、各種の手続で使用する様式等について定める規則である。

2 改正理由

マイナンバー法等の一部改正法の施行に伴い、令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行したこと、また、これに伴い、令和6年11月25日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長等通知『「自立支援医療費の支給認定について」の一部改正について』により、自立支援医療費の支給認定に関する様式が改められたことから、これらを踏まえて本規則で定める様式の整備を行った。

3 改正内容

別記第一号様式及び第三号様式中の「被保険者証」を「加入医療保険」に改めた。

4 施行期日

令和7年3月31日